

《お申込みの前に必ずお読みください》



ニッセイ財形「特に重要なお知らせ(契約概要)」

■この「特に重要なお知らせ(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、記載内容をご確認・ご了承いただくとともに、お申込みいただく保険契約の内容がご自身のニーズに合致することをご確認のうえ、お申込みください。

■この「特に重要なお知らせ(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および別途送付する「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

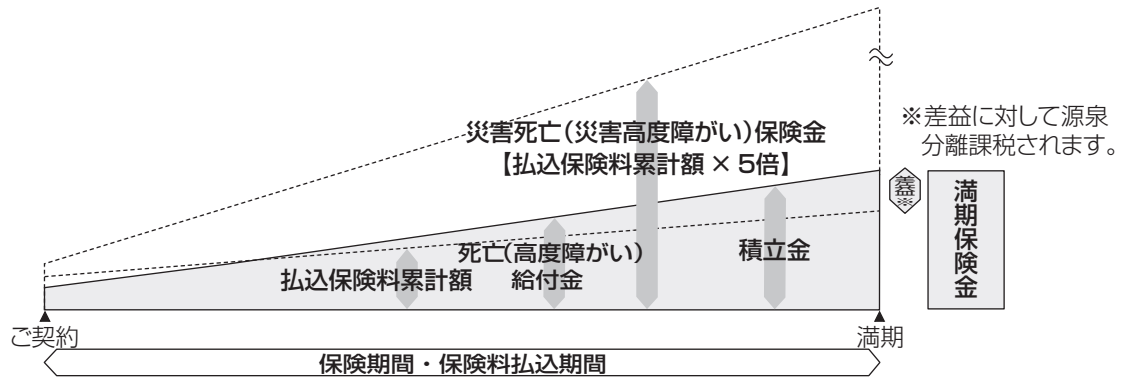
なお、「特に重要なお知らせ(契約概要)」では、「障害」を「障がい」と表記しています。(法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。)

商品の種類(名称)	ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)
加入資格	加入者は事業主に雇用されている勤労者(従業員: 使用人兼務役員を含む)に限ります。役員(使用人兼務役員を除く)、事業主(原則として事業主と生計を一にする家族を含む)は加入できません。また役員(使用人兼務役員を除く)に昇格された場合は、契約を継続することができません。		
契約形態	契約者、被保険者、満期保険金受取人は同一の勤労者とします。	契約者、被保険者、生存給付金受取人は、同一の勤労者とします。また、全金融機関をとおして1人1契約のみのご加入となります。	契約者、被保険者、年金受取人は、同一の勤労者とします。また、全金融機関をとおして1人1契約のみのご加入となります。
商品の特長	勤労者の財産形成を目的とした資金使途自由な「課税型貯蓄」プランです。	住宅の取得や増改築等の資金づくりを目的とした「非課税型貯蓄」プランです。	年金受取による老後の生活安定を目的とした「非課税型の年金資金積立」プランです。
加入年齢範囲	満15歳以上満83歳未満	満15歳以上満55歳未満	満15歳以上満55歳未満
保険期間 (財形貯蓄・財形住宅) 保険料払込期間 (財形年金)	<ul style="list-style-type: none"> 保険期間は、3年～15年(賞与払のみの場合は4年～15年)の範囲内で、1年単位で設定いただけます。 満期保険金をお受取りにならない場合、自動的に1年延長いたします。(保険期間は最長40年まで自動延長いたします。)自動延長の場合には、お手続きは不要です。 保険期間満了の日における年齢は、満85歳を超えることはできません。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険期間は、5年～15年(賞与払のみの場合は6年～15年)の範囲内で、1年単位で設定いただけます。 保険期間満了時まで積立金の全部に相当する生存給付金の支払いがない場合には、自動的に1年延長いたします。(保険期間は最長40年まで自動延長いたします。)自動延長の場合には、お手続きは不要です。 保険期間満了の日における年齢は、満85歳を超えることはできません。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間は、5年以上かつ保険料払込終了年齢が満55歳以上満70歳未満となる範囲内で、1年単位で設定いただけます。(ただし、在職中に保険料の払込みを終了することが必要です。) 年金支払開始年齢は、満60歳以上で、1歳単位で設定いただけます。(ただし、保険料払込終了後、年金支払開始日までは5年以内であることを要します。) したがって、ご契約に際しては、定年年齢にあわせて保険料払込終了年齢および年金支払開始年齢をお選びください。
保険料の払込方法	保険料は、勤務先による賃金(給与または賞与)からの控除により保険期間中(財形年金については保険料払込期間中)定期的にお払込みいただきます。		
払込保険料累計額の最高限度額	3,000万円	550万円(財形年金と合わせて550万円)	385万円(財形住宅と合わせて550万円)

商品の種類(名称)	ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)
-----------	-----------------------------	--------------------------	---------------------------

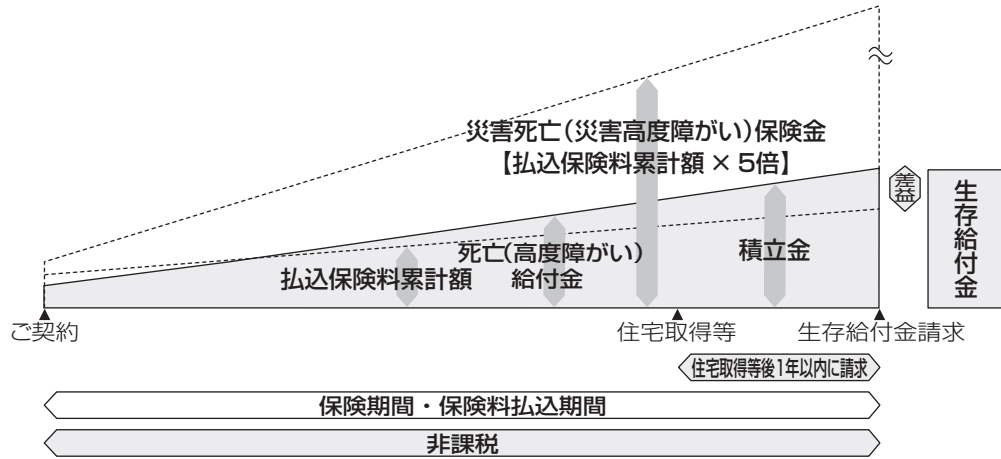
仕 組 図

ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)



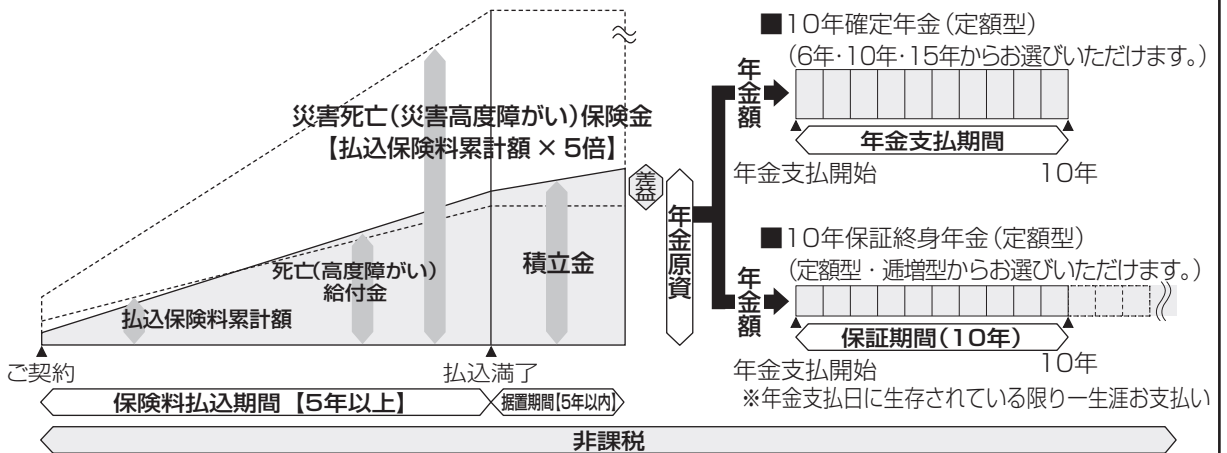
ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)

- ①住宅取得等の前に払出しをせず取得後に払出しを希望される場合
(住宅取得・増改築等後一年以内に払出し)



- ②住宅取得等の前に一部払出を希望される場合
住宅の取得もしくは増改築等の頭金等に充てるため積立金額の9割まで(ただし、お支払いする額は、当該住宅取得・増改築等に要する費用が限度となります。)を払出し、その払出後2年以内または住宅取得・増改築等の後1年以内のいずれか早い日までにその資金に充てるため生存給付金を請求する方法もあります。

ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)



受取時の税務処理については5ページ：主な税制上の取扱いを参照ください。

商品の種類(名称)	ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)
	<p>(1)満期保険金 満期時に被保険者が生存されているときは、保険期間満了の日における積立金を満期保険金としてお支払いします。</p>	<p>(1)生存給付金 <ul style="list-style-type: none"> 関係法令および約款にしたがい、法令上の要件をみたす住宅の取得・増改築等の資金に充てるため生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者が生存されているとき、積立金の全部または一部を生存給付金としてお支払いします。 積立金の全部を生存給付金としてお支払いした場合、ご契約は消滅します。 </p>	<p>(1)年金 <ul style="list-style-type: none"> 年金支払開始日および(年金支払期間中の)年金支払日に被保険者が生存されているとき、年金をお支払いします。 10年保証終身年金は、年金支払開始日以後の解約はできません。また、保証期間経過後のお支払いは、年金(年金支払日に生存されているとき)に限ります。(年金の受取回数によっては、年金受取累計額が払込保険料累計額を下回ることがあります。) 年金支払方法(年金の種類・型等)は保険料払込期間終了後は変更できません。 </p>
<p>保険金・給付金・年金のお支払事由</p>	<p>(2)災害死亡保険金・災害高度障がい保険金 被保険者(ご契約者)が責任開始日以後に発生した「急激かつ偶発的な外来の事故(※1)」を直接の原因として、その事故が発生した日からその日を含めて180日以内でかつ保険期間中(財形年金については年金支払開始日前に限ります。)に死亡または所定の高度障がい状態になられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡保険金または災害高度障がい保険金としてお支払いします。またこのほか、責任開始日以後に発病した「所定の感染症(※2)」により被保険者が死亡されたときも災害死亡保険金としてお支払いします。 なお、災害高度障がい保険金をお支払いした場合は、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。 (※1)「急激かつ偶発的な外来の事故」については、お支払対象とならない場合もありますので、詳しくは、「ご契約のしおりー定款・約款」をご確認ください。 (※2)「所定の感染症」の詳細については、「ご契約のしおりー定款・約款」をご確認ください。</p> <p>(3)死亡給付金・高度障がい給付金 被保険者(ご契約者)が保険期間中(財形年金については、年金支払開始日前に限ります。)に、死亡または責任開始日以後の傷害もしくは疾病によって所定の高度障がい状態になられたときは、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金をお支払いする場合を除き、死亡日または所定の高度障がい状態になられた日における積立金を死亡給付金または高度障がい給付金としてお支払いします。なお、高度障がい給付金をお支払いした場合は、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。</p>		
<p>受取人について</p>	<p>(1)災害高度障がい保険金・高度障がい給付金・満期保険金(財形貯蓄の場合)・生存給付金(財形住宅の場合)・年金(財形年金の場合)の受取人は被保険者(ご契約者)とし、変更することはできません。 (ただし、財形年金においては年金支払中に被保険者が死亡された場合、未払年金があるときは、その現価を被保険者の法定相続人にお支払いします。)</p> <p>(2)災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の配偶者(内縁関係にある方を除きます。)、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある方とします。(同一順位の受取人が2人以上の場合の受取割合は均等割合となります。) ただし、ご契約者は災害死亡保険金または死亡給付金のお支払事由が生じるまでは所定の手続きにより、受取人を指定・変更し、また法律上有効な遺言により、受取人を変更することができます。</p>		
<p>社員配当金</p>	<p>■財形貯蓄・財形住宅の場合 <ul style="list-style-type: none"> ご契約後2年目以降に配当金が生じた場合には、年単位の契約応当日から、所定の利率により計算した利息をつけて積立て(利率は金利水準等により変動することがあります。利率については当社ホームページを参照ください。)、保険金、給付金等のお支払いの際にあわせてお支払いします。(配当金のみのお支払いはできません。) 毎年の配当金額は、当社の前年度決算により決定いたしますので、金利水準等により変動し、ゼロとなる場合もあります。 </p> <p>■財形年金の場合 <ul style="list-style-type: none"> ご契約後2年目以降に配当金が生じた場合には、年単位の契約応当日から、所定の利率により計算した利息をつけて積立て(利率は金利水準等により変動することがあります。利率については当社ホームページを参照ください。)、年金支払開始日までご継続した場合は年金額の増額に充てます。ただし、年金支払開始日前にご契約が消滅したときは、保険金、給付金等のお支払いの際にあわせてお支払いします。なお、積立配当金の途中引出しはできません。 年金支払開始日以後2年目以降に配当金が生じた場合には、年金額の増額に充てます。これを増加年金といいます。 毎年の配当金額は、当社の前年度決算により決定いたしますので、金利水準等により変動し、ゼロとなる場合もあります。 </p>		

商品の種類(名称)	ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)														
積立金額例表 解約返戻金額例表	〈毎月10,000円ずつ定期払込みの場合の例〉																
	経過年数	払込保険料累計額	積立金額 解約返戻金額														
	1年	120,000円	119,990円 119,630円														
	2	240,000	240,010 240,010														
	3	360,000	360,090 360,090														
	4	480,000	480,250 480,250														
	5	600,000	600,470 600,470														
	7	840,000	841,130 841,130														
	10	1,200,000	1,202,650 1,202,650														
	15	1,800,000	1,806,630 1,806,630														
	<p>■記載の積立金額・解約返戻金額は、予定利率年0.7%（2018年4月現在）がそのまま推移したと仮定して計算したものです。（記載の数値には、積立配当金は含んでおりません。） 積立金額・解約返戻金額は確定しているものではなく、予定利率等の変更により変動（増減）することがあります。</p> <p>■お払込みいただく保険料は預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、災害時のお支払いやご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分に予定利率を付利して積立てられるため、予定利率年0.7%（2018年4月現在）がそのまま推移した場合、</p> <p>(1)ご契約後23カ月以内における積立金額は、払込保険料累計額を下回る、いわゆる元本割れの状態となります。（定額で毎月払のみによるお払込みの場合） （注）他の金融機関から預替え等を行った場合、預替え等から一定期間、積立金額は預替え時の元本を下回ります。</p> <p>(2)賞与払との併用または毎月払保険料額に変更がある場合等では、元本割れ期間は23カ月より長くなることもあります。また、一部払出をされた場合、再度元本割れが発生することがあります。</p> <p>■ご契約後23カ月以内に解約された場合、解約控除が適用されるため、解約返戻金額は積立金額より少なくなります。</p>																
《財形年金のみ》 お受取年金額について	<p>■お受取年金額については、年金支払開始日前日の積立金額（年金原資）と当社が定める計算の基礎（予定利率※等）により計算された額となります。（年金支払開始日とは、第1回目の年金支払日をいいます。）</p> <p>■なお、記載の積立金額に乗ずる率は、計算の基礎（予定利率※等）の変更により変動（増減）することがあります。</p> <p>※予定利率年0.7%（2018年4月現在）</p> <p>〈確定年金（定額型）の場合〉</p> <table border="1" data-bbox="970 1070 1428 1240"> <thead> <tr> <th>年金支払期間</th> <th>積立金額に乗ずる率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6年</td> <td>0.1679</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>0.1021</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>0.0693</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈10年保証終身年金(定額型)の場合〉</p> <table border="1" data-bbox="970 1301 1428 1431"> <thead> <tr> <th>年金支払開始年齢</th> <th>積立金額に乗ずる率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60歳（男性）</td> <td>0.0400</td> </tr> <tr> <td>60歳（女性）</td> <td>0.0325</td> </tr> </tbody> </table> <p>（年金支払開始年齢 満60歳の例）</p>			年金支払期間	積立金額に乗ずる率	6年	0.1679	10	0.1021	15	0.0693	年金支払開始年齢	積立金額に乗ずる率	60歳（男性）	0.0400	60歳（女性）	0.0325
年金支払期間	積立金額に乗ずる率																
6年	0.1679																
10	0.1021																
15	0.0693																
年金支払開始年齢	積立金額に乗ずる率																
60歳（男性）	0.0400																
60歳（女性）	0.0325																
ご契約者によって 解約されたものとみなす場合	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者が退職、転任、その他の理由により勤労者でなくなったとき（役員への昇格も含む）は、そのときから2年を経過した日においてご契約者によって解約されたものとみなします。 ご契約者が退職、転任、その他の理由により勤労者でなくなったとき（役員への昇格も含む）は、そのときから2年を経過した日においてご契約者によって解約されたものとみなします。 保険料が払込まれないまま2年を経過した場合は、その日にご契約者によって解約されたものとみなします。 育児休業等取得による保険料の払込みを中断する場合で「育児休業等申告書」を提出しているときは、育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料の払込みが再開されない場合、育児休業等終了日の翌日にご契約者によって解約されたものとみなします。 《租税特別措置法施行令に定める継続適用不適用事由》に該当したときは、その日から1年経過した時点でご契約者によって解約されたものとみなします。 （注）《租税特別措置法施行令に定める継続適用不適用事由》とは「海外転動中に国内において賃金の支払いをうけなくなった場合」、「海外転勤者が出国日から7年以内に国内勤務とならなかった場合」および「国内勤務後2カ月以内に【海外転勤者の（特別）国内勤務申告書】を提出しなかった場合」をいいます。 																

商品の種類(名称)	ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)
ご契約者によって 解約されたもの とみなす場合		<ul style="list-style-type: none"> 住宅取得等の前に生存給付金を払出し、払出基準日から2年以内または住宅取得等の日から1年以内のいずれか早い日までの間に必要書類の提出がなかったときは、払出基準日から2年を経過した日においてご契約者によって解約されたものとみなします。 	
主な税制上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期保険金：払込保険料累計額を差引いた金額に対して源泉分離課税されます。 解約返戻金：同上 	<ul style="list-style-type: none"> 生存給付金：非課税 (生存給付金支払後5年以内に要件違反があった場合は支払日にさかのぼって払込保険料累計額を差引いた金額に対して源泉分離課税されます。) 	<ul style="list-style-type: none"> 年金：非課税 (年金支払開始日以後5年以内に解約された場合、契約に定められた年金支払日を超えた年金はそれに対応する払込保険料相当額を差引いた金額に対して利子所得として源泉分離課税されます。)
		<ul style="list-style-type: none"> 解約返戻金：払込保険料累計額を差引いた金額に対して源泉分離課税されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 解約返戻金：払込保険料累計額を差引いた金額に対して一時所得課税となります。
	<p>租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合は非課税です。</p> <p>(1)災害死亡保険金、死亡給付金は相続税※の対象となります。 (2)災害高度障がい保険金、高度障がい給付金は非課税となります。 (3)お払込みいただいた保険料は、生命保険料控除の対象とはなりません。 ※災害死亡保険金をご遺族がお受取りになる場合、相続税法上法定相続人について、一定の金額が非課税となることがあります。 ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。</p>		
積立金残高のご通知	<p>当社は、年1回以上(勤務先と当社の間で取決めした月となります。)勤務先を経由したまたはご契約者に直接「積立金残高通知書」を送付し、その時点での積立金残高をお知らせいたします。</p>		
関係法令	<p>勤労者財産形成促進法・同法施行令・同法施行規則、租税特別措置法・同法施行令・同法施行規則等 (注)この「契約概要」は、2018年1月現在の関係法令に基づくもので、今後関係法令の改正等により取扱いが変わる場合もあります。</p>		
苦情・相談等について 一般社団法人 生命保険協会の 「生命保険相談所」	<p>「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」(P8)をご覧ください。</p>		

■留意点

2018年1月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

ニッセイ財形「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」

- この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。
- この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」のほかご契約の内容に関する事項は、「特に重要なお知らせ(契約概要)」および別途送付する「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- なお、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」では、「障害」を「障がい」と表記しています。(法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。)

商品の種類(名称)	ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)
クーリング・オフ	「ニッセイ財形」は、クーリング・オフ制度の対象外となり、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。ご契約に際しては、十分にご検討ください。		
告知義務	本契約のお申込みに際して告知いただく事項はありません。		
責任開始日	当社がご契約のお申込みを承諾した場合、当社は、第1回保険料相当額が勤務先による賃金(給与または賞与)から控除された日からご契約上の責任を負います。		
ご契約のお引受け	当社の生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。 したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立となります。		
保険金等の請求	保険金等の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社まで連絡ください。 支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にも連絡ください。		
保険金等をお支払いできない場合	<p>■免責事由に該当した場合 次のいずれかによって、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金のお支払事由が生じても保険金をお支払いすることはできません。なお、この場合には死亡給付金または高度障がい給付金をお支払いします。</p> <p>(1)被保険者の故意または重大な過失によるとき (2)災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、その方が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。) (3)被保険者の犯罪行為によるとき (4)被保険者の精神障がいまたは泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (7)戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき(ただし、死亡または所定の高度障がい状態になられた方の数によっては、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金の全額またはその金額を削減してお支払いすることがあります。)</p> <p>■保険給付の原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合 責任開始時前の傷病や不慮の事故等を原因とする場合には、災害死亡保険金、災害高度障がい保険金または高度障がい給付金をお支払いすることはできません。なお、災害死亡保険金をお支払いできない場合は、死亡給付金をお支払いします。</p> <p>■詐欺による取消の場合・不法取得目的による無効の場合 次の場合には、保険金・給付金・年金(財形年金の場合)をお支払いすることはできません。また、この場合には、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。</p> <p>(1)ご契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺により、ご契約の締結が行われたものと認められるためにご契約を当社が取消した場合 (2)ご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約の締結をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合</p> <p>■重大事由による保険契約の解除の場合 次の(1)~(5)の事由に該当した場合、当社がご契約を解除することがあります。この場合、保険金・給付金・年金(財形年金の場合)をお支払いすることはできず、ご契約者に解約返戻金をお支払いします。</p> <p>ただし、(4)の事由にのみ保険金または給付金の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金または給付金の受取人のうちの一部の保険金または給付金の受取人が(4)の事由に該当したときに限り、保険金または給付金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金または給付金を除いた額を、他の保険金または給付金の受取人にお支払いします。この場合、(4)の事由に該当した一部の保険金または給付金の受取人にお支払いすることとなっていた保険金または給付金に対応する解約返戻金を、ご契約者にお支払いします。</p>		

商品の種類 (名称)	ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険)
保険金等をお支払いできない場合	<p>(1)死亡給付金の受取人が、死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき</p> <p>(2)ご契約者または保険金・給付金の受取人が、このご契約の災害死亡保険金、災害高度障がい保険金または高度障がい給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき</p> <p>(3)このご契約の保険金・給付金・年金（財形年金の場合）の請求に関し、保険金・給付金・年金（財形年金の場合）の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき</p> <p>(4)ご契約者または保険金・給付金・年金（財形年金の場合）の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき</p> <p>(5)上記(1)～(4)のほか、当社のご契約者または保険金・給付金・年金（財形年金の場合）の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)～(4)と同等の重大な事由があるとき</p> <p>※1 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。</p> <p>※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。</p>		
積立金	<p>■お払込みいただく保険料は預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、災害時のお支払いやご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分に予定利率を付利して積立てられるため、予定利率年0.7%（2018年4月現在）がそのまま推移した場合、</p> <p>(1)ご契約後23カ月以内における積立金額は、払込保険料累計額を下回る、いわゆる元本割れの状態となります。（定額で毎月払のみによるお払込みの場合） （注）他の金融機関から預替え等を行った場合、預替え等から一定期間、積立金額は預替え時の元本を下回ります。</p> <p>(2)賞与払との併用または毎月払保険料額に変更がある場合等では、元本割れ期間は23カ月より長くなることもあります。また、一部払出をされた場合、再度元本割れが発生することがあります。</p>		
解約返戻金	<p>■ご契約後23カ月以内に解約された場合、解約控除が適用されるため、解約返戻金額は積立金額より少なくなります。</p>		
事情の変更	<p>■金利水準の低下その他著しい経済変動等保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法および関係法令の改正により特に必要があると認めるときは、主務官庁の認可を得て、約款の規定または保険料や積立金等の計算の基礎（予定利率等）を将来に向かって変更することがあります。（変更するときは、変更日の2カ月前までにご契約者あてご連絡いたします。）</p>		
関係法令	<p>勤労者財産形成促進法・同法施行令・同法施行規則、租税特別措置法・同法施行令・同法施行規則等 （注）この「注意喚起情報」は、2018年1月現在の関係法令に基づくもので、今後関係法令の改正等により取扱いが変わる場合もあります。</p>		
相互会社における社員の権利について	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。 • 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となり、「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。 • 当社は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役の選任等の審議と決議を行います。 • 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。 • 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。 		
生命保険契約者保護機構について	<ul style="list-style-type: none"> • 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。 • 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にするため、リスク管理と健全性の確保に努めています。 • 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。 • なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。 • 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。 <p>生命保険契約者保護機構 電話番号 03-3286-2820 受付時間 月～金曜日9:00～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp</p>		

商品の種類（名称）	ニッセイ財形貯蓄 （勤労者財産形成貯蓄積立保険）	ニッセイ財形住宅 （財形住宅貯蓄積立保険）	ニッセイ積立型財形年金 （財形年金積立保険）								
苦情・相談等について	<p>■ご契約に関するお手続き・ご照会・苦情・ご相談につきましては、以下の連絡先へご連絡ください。（通話料無料）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">財形管理課</td> <td style="width: 30%;">電話番号 0120-981-818</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 受付時間</td> <td style="width: 30%;">月～金曜日9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>東京職域サービスセンター</td> <td>電話番号 0120-981-535</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">（祝日、12/31～1/3を除く）</td> </tr> </table>			財形管理課	電話番号 0120-981-818	} 受付時間	月～金曜日9:00～17:00	東京職域サービスセンター	電話番号 0120-981-535	（祝日、12/31～1/3を除く）	
財形管理課	電話番号 0120-981-818	} 受付時間	月～金曜日9:00～17:00								
東京職域サービスセンター	電話番号 0120-981-535		（祝日、12/31～1/3を除く）								
一般社団法人 生命保険協会の 「生命保険相談所」	<p>■この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。 ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。</p>										



ニッセイ財形「お客様情報の取扱いについて」

個人情報の利用目的について

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

<個人情報（個人番号を除く）の利用目的>

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

<個人番号の利用目的>

- ・財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告書、各種届出書の提出およびこれに付随する事務

なお、当該情報は、法の定めるところにより開示・訂正等いたします。ただし、ご提出いただいた申込書等は返却いたしませんのでご了承ください。

同意いただきたい内容

お手続きをされるお客様には、以下の内容に同意いただく必要があります。

①お客様の個人情報（個人番号を除く。以下同じ。）のご契約者以外への提供について

当社は、事業主の財形制度における円滑な運営を図っていただくため、ご契約者が提出された書面（申込書等）に記載された個人情報および契約コード・払込保険料累計額・積立金残高等必要な個人情報を上記利用目的の範囲内で、事業主および次の団体等に提供いたします。

- 事業主が、勤労者財産形成促進法第14条に規定する事務代行団体に事務の委託をしている場合は、当該事務代行先
- 事業主が財形制度に係る事務を委託している場合は、当該事務委託先
- 財形制度における事務を円滑に行うため、事業主が「連絡調整を行う金融機関等」（以下「幹事会社」といいます。）を定めた場合は、当該幹事会社

②その他

当該財形制度の円滑な運営を図るため、事業主においても上記①の個人情報をご利用いただくとともに、事業主における財形制度の取扱いに応じて、上記①の個人情報、事業主にて使用する各種コード、貯蓄奨励金もしくは返還貯蓄金による保険料額または退職等の異動手続きに関する情報等を当社における事務手続き等のため、当社および上記①の(a)~(c)に提供することがあります。

※「個人情報保護方針」については、当社ホームページ <http://www.nissay.co.jp> をご参照ください。

